

○有害水バラスト処理設備業務要領 改正新旧対照表（新G8取り込み）

		現 行		改 正 案		備 考
【目次】		【目次】		【目次】		
第3章	型式指定	第3章	型式指定	第3章	型式指定	文言の明確化
		・第3.1項～第3.7項（旧G8型式指定）		・第3.1項～第3.7項（旧G8型式指定）		"
第4章	設備確認			・第3.8項～第3.14項（新G8型式指定）		"
		第4章	設備確認			"
		・第4.1項～第4.3項（旧G8設備確認）		・第4.1項～第4.3項（旧G8設備確認）		"
		・第4.4項～第4.6項（新G8設備確認）		・第4.4項～第4.6項（新G8設備確認）		"
附屬書【1】有害水バラスト処理設備の要件及び型式指定試験基準		附屬書【1】有害水バラスト処理設備の要件及び型式指定試験基準（旧G8）文言の明確化		附屬書【1】有害水バラスト処理設備の要件及び型式指定試験基準（旧G8）文言の明確化		
附屬書【2】均一性確認検査の内容及び実施状況確認用チェック項目		附屬書【2】均一性確認検査の内容及び実施状況確認用チェック項目		附屬書【2】均一性確認検査の内容及び実施状況確認用チェック項目		
【別紙1】英文証明書様式		【別紙1-1】英文証明書様式（型式指定書）（旧G8）		【別紙1-1】英文証明書様式（型式指定書）（新G8）		番号ズレ
【別紙1-2】英文証明書様式（型式指定書）（新G8）		【別紙1-2】英文証明書様式（型式指定書）（新G8）		【別紙1-2】英文証明書様式（型式指定書）（新G8）		文言の明確化
【別紙2】型式の変更の承認書様式		【別紙2-1】英文証明書様式（設備確認書）（旧G8）		【別紙2-1】英文証明書様式（設備確認書）（旧G8）		"
【別紙3】相当指定及び相当確認の申請書様式（記載例）		【別紙2-2】英文証明書様式（設備確認書）（新G8）		【別紙2-2】英文証明書様式（設備確認書）（新G8）		"
【別紙4】相当指定及び相当確認の申請書様式（記載例）		【別紙3-1】型式の変更の承認書様式（※条約発効前）		【別紙3-1】型式の変更の承認書様式（※条約発効前）		"
【別紙5】相当指定及び相当確認の申請書様式（記載例）		【別紙3-2】型式の変更の承認書様式（※条約発効後）		【別紙3-2】型式の変更の承認書様式（※条約発効後）		"
【別紙6】設備確認申請書様式（記載例）		【別紙4】相当指定及び相当確認の申請書様式（記載例）		【別紙4】相当指定及び相当確認の申請書様式（記載例）		"
【別紙7】変更承認申請書様式（記載例）（※条約発効前）		【別紙5】型式指定申請書様式（記載例）		【別紙5】型式指定申請書様式（記載例）		"
【別紙8】変更承認申請書様式（記載例）（※条約発効後）		【別紙6】設備確認申請書様式（記載例）		【別紙6】設備確認申請書様式（記載例）		削除
【別紙9】手数料納付書様式（記載例）		【別紙7-1】変更承認申請書様式（記載例）（※条約発効前）		【別紙7-1】変更承認申請書様式（記載例）（※条約発効前）		文言の明確化
【別紙10】型式の変更等の届出書様式（※条約発効後）		【別紙7-2】変更承認申請書様式（記載例）（※条約発効後）		【別紙7-2】変更承認申請書様式（記載例）（※条約発効後）		"

第1章 凡例	【別紙9-1】手数料納付書様式（記載例）（※条約発効前）	文言の明確化 〃
	【別紙9-2】手数料納付書様式（記載例）（※条約発効後）	文言の明確化 〃
第1章 凡例	旧 G8：バラスト水管理システム承認のためのガイドライン（G8： MEPC.174 (58)）	文言の明確化 〃
	新 G8：バラスト水管理システム承認のためのガイドライン（G8： MEPC.279 (70)）	文言の明確化 〃
第3章 型式指定	第3章 型式指定	文言の明確化 〃
	(条約が日本国において効力を生じる日（平成29年9月8日。以下同じ）までは、「型式指定」は「相当指定」と読み替えるものとする。以下同じ) なお、3.1から3.7までを旧 G8 の型式指定、3.8から3.14までを新 G8 の型式指定とする。	文言の明確化 〃
3.1 申請書類【検査規則第1条の2の8関係】	3.1 型式指定申請について（旧 G8）	文言の明確化 〃
	3.1.1 申請書類【検査規則第1条の2の8関係（改正省令附則第6条関係）】	文言の明確化 〃
3.1.1 申請書類【検査規則第1条の2の8関係（改正省令附則第6条関係）】	有害水バラスト処理設備（以下「BWMS」という。）の製造者等であつて型式指定を受けようとするものに對し、次の(1)から(15)までの書類を提出させること。	用語の適正化 〃
	(1) 型式指定申請書（検査規則第1号の2の2様式（第1条の2の8関係））（別紙5参照）	手続きの明確化 〃
※相当指定申請書は、改正省令附則第1号様式（附則第6条関係）によること（別紙3の記載例を参照）。	※相当指定申請書は、改正省令附則第1号様式（附則第6条関係）によること（別紙4参照）。	〃
	(ハ) 「備考」欄には、型式指定を受けようとする BWMS の処理方式が記載されていること。（例、「処理方式：UV + Filter」など）	(ハ) 「備考」欄には、適用する試験基準名（「旧 G8」）、型式指定を受けようとする BWMS の処理方式が記載されていること。（例、「処理方式：UV + Filter」など）

【別紙2】

(2) 手数料納付書（検査規則第20号様式（第45条関係））【検査規則第45条関係（改正省令第22条関係）】	(2) 手数料納付書（検査規則第20号様式（第45条関係））【検査規則第45条関係（改正省令第22条関係）】（別紙9-2参照）	文言の明確化 〃
※相当指定の手数料納付書は、検査規則第20号様式である	※相当指定の手数料納付書は、検査規則第20号様式である（別紙9-1参照）。	
(5) BWMSの性能、形状、構造及び材料並びに使用方法に関する説明書【検査規則第1条の2の8第2項第1号関係】	(5) BWMSの性能、形状、構造及び材料並びに使用方法に関する説明書【検査規則第1条の2の8第2項第1号関係】	
次の内容が含まれていること。	次の内容が含まれていること。	
・使用上の制限事項	・使用上の制限事項	
・故障時の取り扱い	・故障時の取り扱い	
・保守管理に関する事項	・保守管理に関する事項	
・排出前の処理水の調整方法	・排出前の処理水の調整方法	
・廃物の管理及び処理方法	・廃物の管理及び処理方法	
・警報機能及び記録機能に関する事項	・警報機能及び記録機能に関する事項	
・設置場所における注意事項	・設置場所における注意事項	
・船舶の安全に必要な緊急時の取り扱い	・船舶の安全に必要な緊急時の取り扱い	
・活性物質を使用する場合における当該物質の保管及び補給に関する事項並びに使用方法	・活性物質を使用する場合における当該物質の保管及び補給に関する事項並びに使用方法	
・設置仕様	・設置仕様	
・BWMSが設置される場所の特徴、配置、対象船舶の範囲（大きさ、タイプ、運用）に関する設置情報	・BWMSが設置される場所の特徴、配置、対象船舶の範囲（大きさ、タイプ、運用）に関する設置情報	提出書類の明確化 〃
(6) 技術基準に適合していることを説明する書類【検査規則第1条の2の8第2項第2号関係】	(6) 技術基準に適合していることを説明する書類【検査規則第1条の2の8第2項第2号関係】	
技術基準に適合していることを製造者等が自主検証した内容が含まれていること。ただし、既に外國政府から承認を受けているBWMSにおいては、決議MEPC.174(58)「GUIDELINES FOR APPROVAL OF BALLAST WATER MANAGEMENT SYSTEMS(G8)」（以下「G8ガイドライン」という。）に規定された環境試験、陸上試験及び船上試験の結果が提出されることで差し支えな	技術基準に適合していることを製造者等が自主検証した内容が含まれていること。ただし、既に外國政府から承認を受けているBWMSにおいては、決議MEPC.174(58)「GUIDELINES FOR APPROVAL OF BALLAST WATER MANAGEMENT SYSTEMS(G8)」（以下「G8ガイドライン」という。）に規定された環境試験、陸上試験及び船上試験の結果が提出されることで差し支えな	技術基準に適合していることを製造者等が自主検証した内容が含まれていること。ただし、既に外國政府から承認を受けているBWMSにおいては、決議MEPC.174(58)「GUIDELINES FOR APPROVAL OF BALLAST WATER MANAGEMENT SYSTEMS(G8)」（以下「G8ガイドライン」という。）に規定された環境試験、陸上試験及び船上試験の結果が提出されることで差し支えな

(9) 型式指定試験計画書	(9) 型式指定試験計画書	3.2.1(1)から(3)までに定める環境試験、陸上試験及び船上試験の実施計画書が提出されていること。これらの計画書には、試験の日程、試験機関、試験設備並びに試験の手順及び方法等が記載されていること。ただし、既に外國政府から承認を受けているBWMSにおいてG8ガイドラインに規定された陸上試験、船上試験及び環境試験を実施しているものについては、当該結果をもって提出を省略することができる。	3.2.1(1)から(3)までに定める環境試験、陸上試験及び船上試験の実施計画書が提出されていること。これらの計画書には、試験の日程、試験機関、試験設備並びに試験の手順及び方法等が記載されていること。ただし、既に外國政府から承認を受けているBWMSにおいてG8に規定された用語の明確化された陸上試験、船上試験及び環境試験を実施しているものについては、当該結果をもって提出を省略することができる。
(12) 均一性確認検査に係る業務組織を記載した書類	(12) 均一性確認検査に係る業務組織を記載した書類【検査規則第1条の2の8第2項第3号関係】	【検査規則第1条の2の8第2項第3号関係】 (ロ) BWMSを構成する主要な機器のリスト（機器の名称、型式名、製造者名、IS09001の取得有無を含めておくこと。）	【検査規則第1条の2の8第2項第3号関係】 (ロ) 均一性確認検査部門組織表（均一性確認検査を実施する組織、当該組織の職務分掌が分かるもの。）
3.1.4 本省における書類審査	3.1.4 本省における書類審査	3.1.4 本省における書類審査	3.1.4 本省における書類審査
(2) 均一性確認検査の内容	(2) 均一性確認検査の内容	(2) 均一性確認検査の内容	(2) 均一性確認検査の内容
〔附属書〔2〕 均一性確認検査の内容及び実施状況確認用チェック項目〕を参考に、均一性確認検査の内容が適切であることを、提出された申請書類により確認すること。	〔附属書〔3〕 均一性確認検査の内容及び実施状況確認用チェック項目〕を参考に、均一性確認検査の内容が適切であることを、提出された申請書類により確認すること。	〔附属書〔3〕 均一性確認検査の内容及び実施状況確認用チェック項目〕を参考に、均一性確認検査の内容が適切であることを、提出された申請書類により確認すること。	〔附属書〔3〕 均一性確認検査の内容及び実施状況確認用チェック項目〕を参考に、均一性確認検査の内容が適切であることを、提出された申請書類により確認すること。
3.2.1 型式指定試験の実施【検査規則第1条の2の9関係】	3.2.1 型式指定試験の実施【検査規則第1条の2の9関係】	3.2.1 型式指定試験の実施【検査規則第1条の2の9関係】	3.2.1 型式指定試験の実施【検査規則第1条の2の9関係】
3.2.1.1 施行前試験合格証明書が交付されているもの又は既に外國政府から承認を受けているものにあっては、承認を受けたG8ガイドラインに基づく試験が適正であると判断した場合、当該試験の結果を活用することで次の(1)から(3)までの試験の全部又は一部について、その実施を省略することができる。	3.2.1.1 施行前試験合格証明書が交付されているもの又は既に外國政府から承認を受けているものにあっては、承認を受けたG8ガイドラインに基づく試験が適正であると判断した場合、当該試験の結果を活用することで次の(1)から(3)までの試験の全部又は一部について、その実施を省略することができる。	3.2.1.1 施行前試験合格証明書が交付されているもの又は既に外國政府から承認を受けているものにあっては、承認を受けたG8ガイドラインに基づく試験が適正であると判断した場合、当該試験の結果を活用することで次の(1)から(3)までの試験の全部又は一部について、その実施を省略することができる。	3.2.1.1 施行前試験合格証明書が交付されているもの又は既に外國政府から承認を受けているものにあっては、承認を受けたG8ガイドラインに基づく試験が適正であると判断した場合、当該試験の結果を活用することで次の(1)から(3)までの試験の全部又は一部について、その実施を省略することができる。

【別紙2】

3.3 均一性確認検査にかかる実地確認について	3.3 均一性確認検査にかかる実地確認について (日 G8) なお、当該実地確認を行うにあたっては、「附属書 [2] 均一性確認検査の内容及び実施状況確認用チェック項目」を参考とすること。	文書の明確化 番号ズレ
3.4 型式指定後の事務処理について	3.4 型式指定後の事務処理について (日 G8)	文書の明確化
3.5 変更承認	3.5 変更承認 (日 G8)	
3.5.2 申請書類 【検査規則第1条の2の12 (改正省令附則第10条第1項関係)】	3.5.2 申請書類 【検査規則第1条の2の12 (改正省令附則第10条第1項関係)】 BMMS の製造者等であつて変更承認を受けようとする者に対し、次の(1)から(4)までの書類を提出させること。 (1) 変更承認申請書 (検査規則第1号の2の4様式 (第1条の2の12関係)) (別紙7-2参照) ※条約が日本国において効力を生じる日までは、改正省令附則第4号様式 (附則第10条関係)によること。 (2) 手数料納付書 (検査規則第20号様式 (第45条関係)) ※条約が日本国において効力を生じる日以後も、検査規則第20号様式によること。なお、条約が日本国において効力が生じる日までは別紙9-1、生じる日以降は別紙9-2を参照のこと。	
(イ) 「申請事項欄」には「変更承認」と記載されていること (別紙4の記載例を参照)。	(イ) 「申請事項欄」には「変更承認」と記載されていること。	
3.6 変更等の届出及び失効	3.6 変更等の届出及び失効 (日 G8)	
3.6.2 届出の書類	3.6.2 届出の書類	
(1) 型式の変更等の届出書	(1) 型式の変更等の届出書 「【別紙3】型式の変更等の届出書様式」に定める様式を標準とし、3.1.1(1)に準じて記載されていること。なお、条約が日本国において効力を生じる日までは、別紙8-1の様式を参照すること。	条ズレ

3.7 均一性確認検査の報告及び定期的な臨検（旧G8）	文言の明確化 新G8取り込み
3.8 型式指定申請について（新G8） (本文は改正案参照)	"
3.9 型式指定試験について（新G8） (本文は改正案参照)	"
3.10 均一性確認検査にかかる実地確認について（新G8） (本文は改正案参照)	"
3.11 型式指定後の事務処理について（新G8） (本文は改正案参照)	"
3.12 変更承認（新G8） (本文は改正案参照)	"
3.13 変更等の届出及び失効（新G8） (本文は改正案参照)	"
3.14 均一性確認検査の報告及び定期的な臨検（新G8） (本文は改正案参照)	"
第4章 設備確認 (条約が日本国において効力を生じる日までは、「設備確認」は「相当確認」と読み替えるものとする。以下同じ) 4.1 設備確認申請について	6 第4章 設備確認 (条約が日本国において効力を生じる日までは、「設備確認」は「相当確認」と読み替えるものとする。以下同じ) なお、下記4.1から4.3までを旧G8文言の明確化の設備確認、4.4から4.6までを新G8の設備確認とする。 4.1 設備確認申請について（旧G8）

4.1.1 申請書類【検査規則第1条の2関係（改正省令附則第6条関係）】 (1) 設備確認申請書（検査規則第1号様式（第1条の2関係））	4.1.1 申請書類【検査規則第1条の2関係（改正省令附則第6条関係）】 (1) 設備確認申請書（検査規則第1号様式（第1条の2関係））（別紙6参考照） ※相当確認申請の場合、改正省令附則第1号様式（附則第6条関係）によること（別紙3の記載例を参照）。 (2) 手数料納付書（検査規則第20号様式（第45条関係）） ※相当確認の手数料納付書は、検査規則第20号様式である（別紙9-1参照）。	4.1.1 申請書類【検査規則第1条の2関係（改正省令附則第6条関係）】 (1) 設備確認申請書（検査規則第1号様式（第1条の2関係））（別紙6参考照） ※相当確認申請の場合、改正省令附則第1号様式（附則第6条関係）によること（別紙4参照）。 (2) 手数料納付書（検査規則第20号様式（第45条関係））（別紙9-2参照） ※相当確認の手数料納付書は、検査規則第20号様式である（別紙9-1参照）。
4.2 設備確認試験について	4.2 設備確認試験について（旧G8）	4.2 設備確認試験について（旧G8）
4.3 設備確認後の事務処理について	4.3 設備確認後の事務処理について（旧G8）	4.3 設備確認後の事務処理について（旧G8）
4.4 設備確認申請について（新G8） (本文は改正案参照)	4.4 設備確認申請について（新G8） (本文は改正案参照)	4.4 設備確認申請について（新G8） (本文は改正案参照)
4.5 設備確認試験について（新G8） (本文は改正案参照)	4.5 設備確認試験について（新G8） (本文は改正案参照)	4.5 設備確認試験について（新G8） (本文は改正案参照)
4.6 設備確認後的事務処理について（新G8） (本文は改正案参照)	4.6 設備確認後的事務処理について（新G8） (本文は改正案参照)	4.6 設備確認後的事務処理について（新G8） (本文は改正案参照)
第5章 附則 5.2 経過措置	第5章 附則 5.2 経過措置 5.2.2 旧G8による相当指定及び相当確認の取り扱い 旧G8による設備の承認は、新G8ガイドラインに関する採択決議 (MEPPC.279(70))において、平成30年10月27日までとされているの	第5章 附則 5.2 経過措置 5.2.2 旧G8による相当指定及び相当確認の取り扱い 旧G8による設備の承認は、新G8ガイドラインに関する採択決議 (MEPPC.279(70))において、平成30年10月27日までとされているの

で、同申請は、事務処理に要する期間を勘案し、平成30年7月13日までとする。	(削除)	削除
附属書〔1〕有害水バラスト処理設備の要件及び型式指定試験基準	附属書〔1〕有害水バラスト処理設備の要件及び型式指定試験基準（旧G8）文言の適正化（妙）	
《2》定義	《2》定義	
(2)「有害水バラスト処理設備（以下「BWMS」）とは、有害水バラスト排出基準を満足するようくに有害水バラストを処理することが出来るシステムをいう。BWMSには、水バラスト処理装置、全ての関連する制御装置、監視装置及び水バラスト水採取口を含む。〔決議MEPC.174(58)3.2〕	(2)「有害水バラスト処理設備（以下「BWMS」）とは、有害水バラスト排出基準を満足するようくに有害水バラストを処理することが出来るシステムをいう。BWMSには、バラスト水処理装置、全ての関連する制御装置、監視装置及び水バラスト水採取口を含む。〔決議MEPC.174(58)3.2〕	
(5)「水バラスト処理装置」とは、有害水バラストの取入及び排出時に有害水バラスト中の生物及び（細菌を含む。）を除去、無害化又はそれらの流入または排出を回避する為に、機械的、物理的、化学的又は生物学的に処理する单一又は複合の装置をいう。水バラスト処理装置は、有害水バラストの取入及び排出時又は航海中、あるいはそれらの複合時に作動する。〔決議MEPC.174(58)3.4〕	(5)「バラスト水処理装置」とは、有害水バラストの取入及び排出時に有害水バラスト中の生物及び（細菌を含む。）を除去、無害化又はそれらの流入または排出を回避する為に、機械的、物理的、化学的又は生物学的に処理する单一又は複合の装置をいう。バラスト水処理装置は、有害水バラストの取入及び排出時又は航海中、あるいはそれらの複合時に作動する。〔決議MEPC.174(58)3.4〕	
(6)「制御装置」とは、水バラスト処理装置を操作し制御するための装置をいう。〔決議MEPC.174(58)3.5〕	(6)「制御装置」とは、バラスト水処理装置を操作し制御するための装置をいう。〔決議MEPC.174(58)3.5〕	
(7)「監視装置」とは、水バラスト処理装置の効率的な作動を監視するための装置をいう。〔決議MEPC.174(58)3.7〕	(7)「監視装置」とは、バラスト水処理装置の効率的な作動を監視するための装置をいう。〔決議MEPC.174(58)3.7〕	
(8)「水バラスト採取口」とは、型式指定試験における船上試験や船舶検査等における処理済又は未処理の有害水バラストを採取するための採取口をいう。〔決議MEPC.174(58)3.8〕	(8)「バラスト水採取口」とは、型式指定試験における船上試験や船舶検査等における処理済又は未処理の有害水バラストを採取するための採取口をいう。〔決議MEPC.174(58)3.8〕	
《3》設計要件	《3》設計要件	
2.水バラスト処理装置	2.バラスト水処理装置	
(1)水バラスト処理装置は、堅牢かつ船上環境での使用に適しているもの	(1)バラスト水処理装置は、堅牢かつ船上環境での使用に適しているもの	

<p>であること。</p> <p>(2) 水バラスト処理装置の操作及び制御は単純かつ適切なものであること。また、その操作に必要な制御装置を設けること。なお、この制御装置により水バラスト処理装置は自動制御され確実に動作すること。「決議 MEPC. 174(58) 4. 8】</p> <p>(3) 水バラスト処理装置を可燃性気体が存在する可能性のある場所等、危険区域へ設置する場合、可動部分等については静電気の発生及び帶電を防止するように設計されていること。</p> <p>4. 水バラスト採取口</p>	<p>であること。</p> <p>(2) バラスト水処理装置の操作及び制御は単純かつ適切なものであること。また、その操作に必要な制御装置を設けること。なお、この制御装置により水バラスト水処理装置は自動制御され確実に動作すること。「決議 MEPC. 174(58) 4. 8】</p> <p>(3) バラスト水処理装置を可燃性気体が存在する可能性のある場所等、危険区域へ設置する場合、可動部分等については静電気の発生及び帶電を防止するように設計されていること。</p> <p>4. バラスト水採取口</p>	<p>(1) BWMS は、有害水バラストの代表的サンプルを採取するために、バラスト水採取口を備えること。「決議 MEPC. 174(58) 7. 1】</p> <p>(2) 水バラスト採取口は、有害水バラストの取入口及び排出口手前に設置すること。これら水バラスト採取口は、配管の曲がりの影響を避けるため直線部分に設けること。また、サンプリング時の誤差を最小にするため、等速吸引 (isokinetic sampling) が可能なものであること。バラスト水採取口の詳細については、決議 MEPC. 173 (58) 「Guidelines for ballast water sampling (G2)」附属書 Part 1 パラグラフ 4 を参照すること。「決議 MEPC. 174(58) 7. 2】</p> <p>《5》 陸上試験</p> <p>1. 試験設備</p> <p>陸上試験は、下記に規定する仕様の試験設備を用いて実施すること。「決議 MEPC. 174(58) Part2 2. 3. 9】</p> <p>(3) 試験設備は、水バラスト採取口及び試験水を BWMS へ供給する設備を含むこと。「決議 MEPC. 174(58) Part2 2. 3. 12】</p> <p>附属書 [2] 有害水バラスト処理設備の要件及び型式指定試験基準 (新 G8) 文言の適正化 (妙)</p>
---	--	---

【別紙2】

	(本文は改正案参照)	用語の適正化
附属書 [2] 均一性確認検査の内容及び実施状況確認用チェック項目	附属書 [3] 均一性確認検査の内容及び実施状況確認用チェック項目	新G8取り込み 手書きの明確化
【別紙1】 英文証明書様式 (略)	【別紙1-1】 英文証明書様式 (型式指定書) (旧 G8) (本文は改正案参照) 【別紙1-2】 英文証明書様式 (型式指定書) (新 G8) (本文は改正案参照)	"
【別紙2】 英文証明書様式 (略)	【別紙2-1】 英文証明書様式 (設備確認書) (旧 G8) (本文は改正案参照) 【別紙2-2】 英文証明書様式 (設備確認書) (新 G8) (本文は改正案参照)	"
【別紙3】 型式の変更の承認書様式 (※条約発効前) (略)	【別紙3-1】 型式の変更の承認書様式 (※条約発効前) (本文は改正案参照) 【別紙3-2】 型式の変更の承認書様式 (※条約発効後) (本文は改正案参照)	"
【別紙4】 相当指定及び相当確認の申請書様式 (記載例) (略)	【別紙4】 相当指定及び相当確認の申請書様式 (記載例) (本文は改正案参照)	"
【別紙5】 型式指定申請書様式 (記載例) (略)	【別紙5】 型式指定申請書様式 (記載例) (本文は改正案参照)	"
【別紙6】 設備確認申請書様式 (記載例) (略)	【別紙6】 設備確認申請書様式 (記載例) (本文は改正案参照)	"
【別紙7】 変更承認申請書様式 (記載例) (※条約発効前) (略)	【別紙7-1】 変更承認申請書様式 (記載例) (※条約発効前) (本文は改正案参照) 【別紙7-2】 変更承認申請書様式 (記載例) (※条約発効後) (本文は改正案参照)	"
【別紙8】 型式の変更等の届出書様式 (※条約発効前) (略)	【別紙8-1】 型式の変更等の届出書様式 (※条約発効前) (本文は改正案参照)	"

【別紙2】

【別紙4】 手数料納付書の記載例 (略)	【別紙8-2】型式の変更等の届出書様式(※条約発効後) (本文は改正案参照) 【別紙9-1】手数料納付書の記載例(※条約発効前) (本文は改正案参照)	手続きの明確化 n
【別紙5】型式の変更等の届出書様式 (略)	【別紙9-2】手数料納付書の記載例(※条約発効後) (本文は改正案参照) (削除)	削除 n

